

直島町地域おこし協力隊員募集要項

直島町は、香川県高松市の北方13km、岡山県玉野市の南方3kmの備讃瀬戸最狭部に位置する大小27の島々からなる人口約2,900人の町です。金と銅の製錬などで栄え、現在では製錬に加え環境やアートの町として知られています。特に観光業では、ベネッセホールディングス、（公財）福武財団などによる文化・アート活動が世界中に広まり、今では国内のみならず世界中から観光客が訪れ、年間75万人以上が訪れる国際色豊かな世界有数の観光地へと発展を遂げています。

しかしながら、少子高齢化や人口減少に伴い、地域の将来を担う人材が不足しており、島外からの人材を受け入れて、地域に活力を与え、魅力ある町にするため、「地域おこし協力隊員」を次とおり募集します。

1. 募集人員	1名
2. 活動地域	直島町内
3. 活動内容	<p>(1) 観光振興等に関する活動をはじめとする地域の発展につながる活動 活動にあたっては直島町産業環境課に所属し、観光振興を中心としに地域の発展につながる活動を行って頂きます。</p> <p>○ 具体的な活動例</p> <ul style="list-style-type: none">・ 観光案内業務・ガイド活動・ 観光分野における企画・立案業務 (観光エリアマップ等の修正・観光PRツールの作成)・ 交通分野における掲示物作成 (バス停の時刻表の修正や、 交通マナーの向上を目的としたツールの制作)・ 特產品開発に関する調査・研究・ 地元事業者への意見聴取・調整等に関する活動・ その他まちづくりに資する活動 <p>(2) 他の地域おこし協力隊との連携活動</p> <p>(3) その他町長が必要と認めた活動</p>
4. 募集対象	<p>募集対象者の条件は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 応募時に3大都市圏をはじめとする都市地域等に居住しており、任用後、直島町内に生活拠点を移し、住民票を異動できる方</p> <p>(2) パソコンの操作（ワード、エクセル、イラストレーター、フォトショップ等）、情報発信ができる方</p> <p>(3) 活動内容を積極的に企画・提案・実行できる方</p> <p>(4) 地域住民と協力しながら、地域の活性化のための活動に取り組める方</p> <p>(5) 応募時点で年齢20歳以上の方</p> <p>(6) 性別は問いません。</p> <p>(7) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない方</p> <p>※ 「3大都市圏をはじめとする都市地域等」とは、埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・岐阜県・愛知県・三重県・京都府・大阪府・兵庫県及び奈良県の区域の全部、政令指定都市及び過疎・山村・離島・半島等の地域に該当しない市町村。（詳しくはお問い合わせ下さい。）</p>
5. 雇用形態 及び期間	<p>(1) 直島町の会計年度任用職員とします。</p> <p>(2) 任用期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日とします。 ただし、活動に取り組む姿勢・成果等を勘案して、最長で任用日から3年まで延長し、年度単位で更新とします。</p>

6. 勤務日及び勤務時間	<p>(1) 勤務日 原則、週5日で月曜日から金曜日とします。</p> <p>(2) 勤務時間は、1日当たり7時間を基本とします。 ※ 8時00分～17時00分の時間帯で7時間の勤務となります。</p> <p>(3) 活動の内容により就業時間や勤務時間は変動することがあります。</p>
7. 報酬	<p>(1) 時給1,340円（参考月額187,600円を時給に換算。） (この額から労働保険・社会保険の保険料及び市町村互助会会費等の本人が負担する費用が控除されます。)</p> <p>(2) 上記勤務日及び勤務時間以外の時間に勤務した場合は、町の支給基準により、時間外勤務手当を報酬として支給します。</p> <p>(3) 期末手当を2.525月分（初回任用時は1.64月分）、6月・12月に分けて支給します。</p> <p>(4) 通勤に要する経費を町の支給基準により、費用弁償として支給します。 ※ 1年目の合計年額は、280万円程度となります。</p>
8. 待遇 福利厚生	<p>(1) 労働保険（労災保険・雇用保険）及び社会保険（市町村共済組合保険・厚生年金）に加入します。</p> <p>(2) 家賃については、月額3万円を限度に町が負担します。 転居に係る費用・生活備品・光熱水費等については、各隊員が持参又は個人負担となります。</p> <p>(3) その他、活動に必要な経費について、予算の範囲内で町が支給します。</p>
9. 応募手続	<p>(1) 申込受付期間 令和8年1月14日（水）から令和8年2月6日（金）まで（必着）</p> <p>(2) 提出書類 所定の応募用紙に住民票を添付のうえ、直島町まちづくり観光課までに郵送又は持参して下さい。</p>
10. 選考の流れ	<p>(1) 審査方法 ○第1次選考 お送り頂いた書類を審査し、その合否の結果を各応募者に文書にて通知します。 ○第2次選考 第1次選考の合格者を対象に面接審査を行います。 ※日時等については、第1次選考の審査結果を通知する際にお知らせします。 (選考日：令和8年2月下旬予定)</p>

【申込・問い合わせ先】

〒761-3110 香川県香川郡直島町1122番地1
直島町まちづくり観光課「地域おこし協力隊」担当宛
☎…087-892-2020 / FAX…087-892-3888
E-mail…matidukuri1@town.naoshima.lg.jp



直島町地域おこし協力隊 応募用紙 (令和 8 年 月 日現在)

(ふりがな) 氏名				顔写真貼付位置 ①本人単身胸から上 ②3か月以内のもの
生年月日	昭和・平成 年 月 日 生 (嵩)		男・女	
現住所	〒			
連絡先	〒 (現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入)			
	固定電話		携帯電話	
	E-mail	@		
同居予定 の家族	(氏名)	(年齢) 歳	健康状態	※ 持病、アレルギー等があれば記入。

○ 學歷・職歷

※ この応募用紙に記載された個人情報は、地域おこし協力隊の募集に関する以外は使用しません。

※ 書き切れない場合や応募に関して別途資料がある場合は、自由に添付してください。

○ 取得している資格・免許

○ パソコンスキル（使えるものに○をつけてください。（複数選択可））

Word ・ Excel ・ PowerPoint ・ Illustrator ・ Photoshop

※ 上記以外のスキルがあれば、記入ください。

○ 趣味・特技・技術

○ 応募した動機・意気込み・自己PRなどを記入してください。

○ これまであなたが培ってこられた技術や経験を、今後の活動の中でどのように活かせると考えますか。
また、過疎地域の活性化に向けて、今後どのように取り組みたいですか。

○ その他、確認したい事項や伝えたいことなどがあれば、ご記入してください。

○ 応募条件確認欄（確認した項目の□にチェックしてください。）

- 応募時点で三大都市圏をはじめとする都市地域に在住し、採用後に直島町に住民票を移し居住できる方
※ 条件不利地域（過疎法、山村振興法、離島振興法の指定地域）以外の地域に住んでいる方が対象
- 離島振興や地域活性化に興味があり、積極的に活動できる方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格状況に該当しない方で、税金等滞納のない方
- 心身ともに健康で、積極的に地域社会に入り込み、住民等と十分にコミュニケーションを取りながら地域活動をともにできる方
- 自ら情報収集を行い、分析し、企画立案・実践活動ができる方
- 普通自動車運転免許を所持し、車の運転に慣れている方
- パソコン（Word・Excel・SNSなど）の一般的な操作ができ、情報発信ができる方